

8月から70歳以上の方の高額療養費の上限額が変わります

高額療養費制度とは、ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えた分を払い戻す制度です。上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まります。

どの適用区分に該当するかは、被保険者証、高齢受給者証または限度額適用認定証でご確認いただけます。

問い合わせ先

栃木県後期高齢者医療広域連合

☎028(627)

6805

市民課

☎(32)88915

適用区分	平成29年7月診療分まで		平成29年8月診療分から	
	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み	44,000円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円※)	57,600円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円※)
一般	12,000円	44,400円	14,000円 年間上限 14万4,000円	57,600円 (多数回44,400円※)
低所得者II	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
低所得者I		15,000円		15,000円

※過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

国民健康保険税の納税通知書を発送します

平成29年度国民健康保険税(当初・過年度)の納税通知書を7月14日(金)に発送します。7月以降に加入・脱退等の手続きをされた方へは、8月以降に税額変更の通知書を発送します。

※国民健康保険税は、世帯の中に国民健康保険加入者がいる世帯主に課税されます。納税通知書も世帯主宛てに発送します。通知が届きましたら必ず内容の確認をお願いします。

※国民健康保険に加入・脱退するときは、届け出が必要です。手続きがお済みでない方は、お早めに市民課保険年金グループへ届け出をしてください。

問い合わせ先
市民課
☎(32)8891

介護保険料・後期高齢者医療保険料の納入通知書を発送します

平成29年度保険料の納入通知書を7月14日(金)に発送します。なお、保険料を年金から天引きされている方へのお知らせ(10月から翌年8月までの金額について)は、9月に発送予定です。

また、所得の更正により保険料が変更になった時や、転入・転出等により、納付方法が変わる場合があります。その際は随時お知らせします。

※平成28年度に年金からの天引きで納めていた場合でも、年度途中で納付が完了した場合や、年金担保の貸付を行った場合等は、納付書での納付となる場合があります。通知が届きましたら、必ず内容の確認をお願いします。

問い合わせ先
市民課
☎(32)8891

平成28年中に家屋を新築等により取得された方へ

平成28年中に家屋を新築、増築及び改築により取得された方に対し、7月に不動産取得税が課税されます。

納税通知書がお手元に送付された方は、納期限7月31日(月)までに、最寄りの金融機関または県税事務所窓口にて納税してください。

ご不明な点につきましては、栃木県税事務所「不動産取得税担当」にお問い合わせください。

問い合わせ先

栃木県税事務所
☎0282(23)3413

